

## 39 条被害者の知る権利を求める「要望書」 について法務省とオンライン懇談実施

3 月 31 日に森雅子法務大臣へ提出した「医療観察法における被害者の知る権利の開示に関する要望書」について、法務省はコロナ感染予防に配慮してオンラインによる懇談を実施しました。懇談は 6 月 18 日当会の木村代表と犯罪被害者支援弁護士フォーラム共同代表の山田廣弁護士の参加で、法務省からは大臣官房の早淵参事官をはじめ、刑事局・保護局の担当者 10 名と約 1 時間に渡って行われました。懇談では被害者への情報提供について、2018 年「通達」の内容を更に広げてほしいとの当会の「要望」に対して今後も継続して検討することを確認しました。

## コロナ感染延期の「第 6 回シンポジウム 2020」 9 月 6 日（日）教育文化会館開催で参加受付中！

当初 6 月に予定していた 2020 年度の「第 6 回刑法 39 条、医療観察法を考えるシンポジウム」について、コロナ緊急事態により延期し、改めて 9 月 6 日（日）午後 1 時より札幌市教育文化会館にて開催することになりました。（詳細は裏面チラシ参照）  
今年のシンポジウムは、前述の法務大臣「要望書」に対する法務省との意見交換の到達点と課題について提起します。又、特別報告として、北大病院の賀古勇輝先生の「北海道初の医療観察入院病棟設置の準備状況」、山田廣弁護士の「札幌市における犯罪被害者支援条例制定について」を予定しております。尚、コロナ感染予防で座席の間隔を空けるため定員 100 名に達し次第参加申込みを締切りますのでご協力願います。

【連絡先】精神障害者の自立支援を考える会 代表 木村 邦弘

〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 13 丁目 1 番地 90 ダイアパレス植物園Ⅲ901 号

FAX：(011) 272-7188 携帯：090-2073-0831 メール：kimura-himawari@kfa.biglobe.ne.jp

第6回刑法39条、医療観察法を考えるシンポジウム2020

## 医療観察法における被害者支援の課題

主催：精神障害者の自立支援を考える会

協賛：(社)北海道精神保健福祉士協会・(社)北海道ピアサポート協会

コロナ緊急事態により延期しておりました刑法39条・医療観察法を考えるシンポジウムを下記の内容で開催致しますので是非ご参加をお願いします。

時・所

9月6日(日) 13:00～15:30 (受付開始: 12:30)

札幌市教育文化会館 4F 大講堂  
札幌市中央区大通り西13丁目  
(地下鉄東西線西11丁目駅1番出口徒歩5分)

定員100名

※コロナ感染予防のためマスク着用・座席・換気にご協力を

<基調報告> 13:00～13:30

「被害者の知る権利を求める活動の到達点と課題」

精神障害者の自立支援を考える会 代表 木村 邦弘

<特別報告①> 13:30～14:15

「北大病院医療観察法病棟開設準備状況と司法精神医療の課題」

北海道大学病院精神科神経科 講師 賀古 勇輝氏

<特別報告②> 14:15～15:00

「札幌市における犯罪被害者支援条例制定の課題」

犯罪被害者支援弁護士フォーラム共同代表 山田 廣氏

15:00～15:30

※発言の際には最初にご氏名・所属をお願いします。

質疑応答

— — — — — きりとり線 — — — — —  
下記記入の上、FAX又はEメールにてお申込み願います。

参加申込み

FAX: 011-272-7188

Eメール: kimura-himawari@kfa.biglobe.ne.jp

申し込み日: 月 日 受付NO: \_\_\_\_\_

(フリガナ) お名前	( )	性別: 男 女 70代以上 20代 30代 40代 50代 60代
所属・勤務先名		職種:
勤務先又は 居住地住所	札幌市: _____ 区 その他: _____ 市(郡) _____ 町	携帯電話: ( ) _____ FAX: ( ) _____

※万が一参加者にコロナ感性が発生した場合の連絡のために氏名・携帯電話等連絡先をご記入願います。